

人事行政運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定及び鱒ヶ沢町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき公表します。

1 職員の任用及び職員数に関する状況

1) 職員の採用の状況（平成22年度 ※H22. 10. 1現在）

職員区分	採用人数(人)
一般行政職	
医師職	
医療技術職	1
看護・保健職	2
福祉職	
企業職	
技能労務職	
教育職	
計	3

2) 職員の退職の状況（平成21年度）

(単位：人)

職員区分	退職区分					退職者数
	定年退職	定年前 早期退職	普通退職	死亡退職	その他の 退職	
一般行政職	2	1	2			5
医師職			1			1
医療技術職	1					1
看護・保健職	1	1	1			3
福祉職	2					2
企業職	1					1
技能労務職						
教育職						
計	7	2	4			13

3) 職員数の状況（平成22年度）

部門	職員数（人）				
	平18	平19	平20	平21	平22
一般行政部門	141	141	133	133	131
教育部門	33	29	30	22	21
公営企業等部門	109	111	107	100	91
計	283	281	270	255	243

※公営企業等部門：上水道、簡易水道、公共下水道、国保、後期(老人)、介護、病院会計の職員

2 職員の給与の状況

1) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

職員区分	平均給料月額(円)	平均年齢	職員数(人)
一般行政職	322,000	44歳2月	141
税務職	305,300	41歳8月	12
医師職	525,200	47歳4月	5
医療技術職	331,200	43歳0月	19
看護・保健職	307,500	44歳1月	45
福祉職	347,900	53歳2月	11
企業職	298,600	40歳3月	3
技能労務職	315,700	56歳5月	6
教育職	218,400	31歳6月	1
計(平均)	323,700	44歳6月	243

2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

(単位：円)

職員区分	大学卒(選考)	短大卒(選考3卒)	高校卒(選考)	中学卒(選考)
一般行政職	172,200	152,800	140,100 (135,600)	
医師	(278,500)			
薬剤師	(178,200)			
看護師		(188,900)		
用務員等			(135,600)	(129,200)

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1) 職員の勤務時間（平成22年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	勤務時間割振変更制度
38時間45分	午前8時15分	午後5時00分	正午から1時間	あり

※中央病院、保育所等については、勤務時間の割振変更制度（交代制等）を行っています。

2) 年次有給休暇の取得状況（平成21年1月～12月）

	総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
	A	B	C	B/C	B/A×100
町長・各種委員会等	6,887日	2,024日	176人	11.5日	29.4%
町立中央病院	2,962日	559日	75人	7.5日	18.9%

※対象職員は、町長部局、教育委員会部局等及び公営企業等の合計から新採用職員等を除いた職員数。

3) 育児休業・介護休業の状況（平成21年度）

区分	対象職員数(人)
育児休業の承認件数	4
介護休業の承認件数	

4) 特別休暇等の状況（平成22年4月1日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
社会貢献活動のための休暇	年度につき5日の範囲内	有給
結婚休暇	連続する5日間	有給
産前休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間	有給
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	有給
妻の出産休暇	出産に係る2日の範囲内	有給
妻の出産に係る子の養育休暇	妻の出産（産前産後の期間内）する場合、小学校就学前の子の養育をする場合：5日	有給
子の看護休暇	小学校就学前の子の看護休暇：年5日の範囲内	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日～7日の範囲内	有給
法要休暇	死亡後15年以内（父母、配偶者、子）のものに限り、1日の範囲内	有給
災害等による住居復旧作業のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失又は損壊した場合：7日の範囲内	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	地震、水害、火災その他の災害又は出勤が困難である場合：必要と認められる期間	有給
災害等による退勤時棄権回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害時で退勤時に危険を回避する場合：必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする1つの継続する状況ごとに、連続する2週間以上6月の期間内	無給
育児休暇	生後1年に達しない子を育てるため申し出た場合（男性・女性）：1日2回それぞれ30分以内	無給
夏季における心身の健康維持・増進	7月から9月の期間内における連続する4日	有給

4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成21年度）

分限処分者及び懲戒等処分者数 11名（1名重複）

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成21年度）

1) 研修の状況

区分	回数	参加人数
鱈ヶ沢町が主催したもの（講演会等）	1回	223人
青森県が主催したもの（自治研修所等）	7回	32人

2) 勤務成績の評定（平成21年度）

正職員については、当町において新人事評価制度が未確定のため、実施実績なし。
臨時職員については年2回実施。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成21年度）

1) 職員の健康診断の状況

区 分	受診者数（人）	備 考
定期健康診断	79	
人間ドック	45	脳ドック2人 1日ドック43人
結核検査	80	
胃がん検診	10	
肺がん検診	5	
大腸がん検診	12	
乳がん検診	8	
子宮がん検診	7	

※病院職員除く。

2) 職員互助会の状況

平成20年度より廃止

3) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況
（公平委員会事務を青森県人事委員会へ委託）

①勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

②不利益処分に関する不服申立の状況

該当なし